



代休と振替休日の違いについて

会社が、業務の都合で休日に出勤させる場合に、「代休」を与えたり、「振替休日」で対応したりすることがありますが、これらが区別されていない会社が時々みられます。今回のあおぞらレターでは、「代休」と「振替休日」の違いについてご説明いたします。



代休と振替休日の違い

代休と振替休日の違いは次の通りです。

	意味	法律等の根拠	適用するための条件 事前の手続き	休日労働分の割増賃金の支払い
代休	休日出勤した代わりに、他の労働日の労働を免除（休日）すること	なし	・就業規則等に規定しておく	必要
振替休日	あらかじめ休日と所定労働日を振り替えること	あり	・就業規則等に規定しておく ・事前に振り替える日を特定	原則不要 (下記例を参照)

なお、代休、振替休日ともに必ずしも実施する必要はありません。

賃金の支払い方の違い

- ・週休2日制（法定休日が日曜日、所定休日が土曜日）
- ・所定労働時間が1日8時間、1週40時間
- ・日曜日起算の暦週（日～土で1週間）の会社の例

変形労働時間制やフレックスタイム制の場合には、取扱いが異なりますので、ご注意ください。

振替休日した場合の割増賃金

●日曜日を木曜日と振り替えた例

⇒割増賃金の支払いは不要

8h	8h	8h	8h	休	8h	休
日	月	火	水	木	金	土

●日曜日を翌週月曜日（別週）と振り替えた例

⇒割増賃金の支払いが必要に！

8h	8h	8h	8h	8h	8h	休	休	休
日	月	火	水	木	金	土	日	月

1週40時間超の部分に25%以上の支払いが必要

代休の割増賃金

●日曜日に出勤し木曜日に代休を取った例

⇒休日労働日に割増賃金の支払いが必要！

8h	8h	8h	8h	休	8h	休
日	月	火	水	木	金	土

135%以上の支払いが必要

実際に労働していないため100%の控除可



その他の詳細やご不明な点は弊所担当までお問い合わせください。TEL. 03-3526-4277